

ハンセン病事実検証調査事業 第4回検討会

平成14年11月11日

【事務局（加納）】 お待たせいたしました。4時を過ぎてしまいましたが、ただいまから、第4回ハンセン病問題検討会を始めさせていただきたいと思います。

本日の議題ですが、先ほど合同会議のほうで決まりましたハンセン病問題についての検討課題をさらに検討会のほうで議論いただいて、項目分担について決定をしていただきたいと思います。

第2点として、今後のスケジュールについて、多少の調整、次回候補日等の日程等を決めていただきたいというふうに考えております。

では、検討課題の分担決定等についてお願いをしたいと思います。

【井上委員長】 皆さん、ご苦労さまです。引き続いてということで大変ですが、よろしくをお願いします。

宇佐美さん、お疲れですか。

【宇佐美委員】 いや、大丈夫です。

【井上委員長】 大丈夫ですか。

なるべく早く終わりにしましょう。なんてことを言っているのかどうか、これだけ傍聴の皆さんがいると、しっかりした議論を手短にやるということでいきたいと思います。

今、話がありましたけれども、きょうは大きく検討会の検討事項を確定していただいて、そして分担についてもある程度お話しいただきたいということです。

それからもう1つは、スケジュールです。

それから、このスケジュールの中で、先ほど検証会議のほうでもありました研究費の問題等、研究を進めるに当たって必要不可欠ですが、その配分、執行方法等、これを議論あるいは確認していただきたいと思います。

最初に、検討項目の分担についてという議事になっていますが、その前に、若干経過をお話ししておきたいと思います。

この検討会は、運営につきまして、運営委員を置くということで、委員長の私と、それから検証会議の委員も兼ねてられる藤野委員、それから和泉委員、並里委員と、そして酒井委員、この5名で運営委員ということで、運営委員会ということを構成しているわけ

です。

そこで、前回の議論を受けまして、6日の午前中に運営委員会というものを開催させていただきました。しかしながら、藤野さんはご欠席で、それから和泉さんもご欠席でしたので、酒井委員と並里委員と私ということで議論させていただきました。

ただし、藤野さん、和泉さんには、事前に、そのときは私の私案ということでお送りしましたが、ご意見をいただいて、その上で運営委員会でまたご議論いただきました。

それから、その午後に、先ほど、座長がおっしゃっていましたが、準備会、検証会議を開くための準備会が開催されました。そこでもきょう提案されました座長案等について議論がありました。それらの議論を踏まえまして、きょう、委員長案ということでご提案をさせていただきます。これについて十分ご議論いただいて、項目を確定をしていただきたいということです。

それから、さらに役割分担等についてもご議論いただく。

ただし、きょう全部役割分担等を決めるということではありませんので、それにご欠席の委員もいらっしゃるのので、きょう提案させていただいて、これをそれぞれ、特にご欠席の方に配付しまして、またそれぞれ意見をいただいて、そして最終的には、この中にも書いてありますが、12月9日の検証会議に報告をするということであります。これはさらに検証会議で承認を得るということではなくて、報告事項でいいということで、その意味では、この検討会の議論に任されているということであります。

そういう経過で提案をさせていただくわけです。そこまでよろしいでしょうか。経過につきまして何か。酒井さん、よろしいですか。

【酒井委員】 はい、結構です。

【事務局（加納）】 申しわけありません。事務局からちょっと失礼いたします。

【井上委員長】 はい。

【事務局（加納）】 今、お手元に「ハンセン病問題に関する検討会検討事項（委員長案）」というものがお配りしてあるのですが、検討会のほうからお配りしておりますので、配付漏れがあるかと存じますので、もしお手元のない方についてはちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますので。

【井上委員長】 これは大変失礼しました。よろしいでしょうか。傍聴の方もどうぞ。

これはちょっと出すのがおくれまして、今朝、印刷してもらったということです。ですから、ハンセン病検討会の議事日程で、資料一覧のところ「検討課題 井上案」と、こ

ういうふうになっていますが、この案を検討して、きょうここにハンセン病問題に関する検討会検討事項（委員長案）という形で提案させていただきます。よろしいでしょうか。

まず最初に、この検討事項というふうにしました。検証会議から、きょう、検討課題が提起されましたが、それを受けてさらに具体化するという意味で、検討事項というふうにしましたので、これはご理解いただきたいと思います。

最初に、今申し上げましたように、検証会議提示の検討課題を整理してということで、ここできょうの検証会議でもいろいろご意見が出ましたので、これはまた改めてもう一度整理等をする必要があるかと思いますが、とりあえずは現在の段階までの議論で、途中申し上げましたが、検証会議できょう出された意見等は、ほとんどこの中に組み込まれていると思いますので、それでもなおかつ必要があれば、新たに検討事項としたいと思います。検討課題を整理して、とりあえず2002年度の検討会の調査研究事項を以下のように設定するというふうにしました。

ということは、この事業自体が単年度ということになっていますので、それにあわせた形です。

それからもう1つは、第3段落目に「本検討事項は、2002年度に考えられる基本的なものであって、検証会議・検討会の目的に照らして、適宜見直すものとする」ということで、来年度また新たな課題等出てきた場合は、それにこたえられるように、やや弾力的に考えるということであります。

それから、これも先ほど申し上げました、きょうの議論等を踏まえて、最終案を確定して、12月9日の検証会議に報告する、こういうことであります。

その上で、全体的課題として、今までの議論を踏まえまして、11項目に整理してみました。これは骨子ということで、先ほどの検証会議でありました課題という、ここに対応するというふうに申し上げていくと思います。

まず第一番目に、ハンセン病の強制隔離収容政策に関する立法・政策の検討です。これがやはり大きな柱になるだろうと。行政云々、立法云々という議論が出ましたが、この中に特に政策というところでは行政の問題も入りますので、こういう項目です。

二番目に、ハンセン病に対する偏見差別が作出・助長されてきた実態の解明。差別がどのように生み出されて助長されたかという、そういうことです。

それから三番目、これがきょう随分議論になりました。ハンセン病強制隔離収容政策による被害の全体像の解明ということであります。

四番目、五番目が、少し今までの議論からいいますと踏み込んでいるかと思いますが、ハンセン病医学・医療の歴史と実態の解明。

まずハンセン病の医学あるいは医療、ここに1つ焦点を当てる。直接的にこのハンセン病に対する問題を考えていく場合には、直接的影響を与えた部分ということになるでしょう。

五番目に、ハンセン病強制隔離収容政策に果たした医学・医療界、これはハンセン病医学・医療という狭い意味ではなくて、医学・医療界の役割と責任ということです。全体に広くとらえるということでもあります。

四、五は、医療・医学、このところを強調した部分であります。

六番目に、医療・医学だけではなくて、関係学会、各界の役割と責任があるだろうということ。その解明が必要だということです。

七番目、日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較。これは日本型という、強制隔離収容政策というのが日本型であるというふうに、一応今までの議論では位置づけてきましたので、それを踏まえています。先ほども議論のあったところではありますが。

八番目、沖縄におけるハンセン病問題と政策の検討という。特に諸外国云々というところになりますと、旧植民地及び日本占領地域におけるハンセン病問題と政策の検討、この比較も大事だろうということで、この八、九は特に項目を設けたらいかかということです。

この沖縄というのは、きょうもご指摘がありました奄美大島等、さらには離島、こういう場合も考慮するべきだということではありますが、そういう意味では、広い意味でここに掲げてあるわけです。

それから、再発防止と、十一の資料収集・データベース化等による保存ということです。

こういう全体的課題は、今までの議論をまとめたものであります。さらに各論的調査・研究事項として、とりわけ昨年度の研究班の25課題、それからこの25課題は、委員の皆さんがそれぞれ取り組んでいらっしゃるテーマ等を掲げたものでありますので、それを基本に据えながら、やや再構成をして、あるいは今までの議論で新たな問題として出てきたところを加えているわけでもあります。

したがって、ある意味では、重複等もありますし、それから検証会議の掲げた項目と比べましても足りない部分もあると思います。しかし、2002年度の検討課題としては、このようなところから取り組んでいくべきだろうというふうに考えたわけです。あとでこ

のそれぞれの項目についてご意見を伺って、また分担についてもご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、ハンセン病の強制隔離収容政策に関する立法・政策の検討という全体課題の一点ですが、この検討会の主要目的を改めてここに掲げました。日本型強制隔離収容政策がなぜ行われたのか、なぜかくも長きにわたって続いたか、その責任はだれにあるのか、これは個人の場合だけではなくて、組織としてということもあるでしょう。そういう意味で括弧書きしておきましたが、それを解明することにある。

ハンセン病問題に関する主要立法である「らい予防法」の変遷を見て、一応画期づけると、以下のように分けられるだろうということで、1、2、3、4というこの4つの画期というふうにしてあるわけです。

ただし、これも検証会議で議論になりましたが、これはいわば縦軸でありまして、これにそれぞれの課題について横に横といいたいまいしょうか、組み合わせられてくるべき課題ということになるでしょう。そういう意味では、全体的課題で挙げました二から九までの検証事項は、基本的にはこの立法・政策動向と関連づけて検討されるという。ですから、立体的かつ総合的に問題を検討していくということになるかと思えます。

それで、1、2、3、4というふうに、1907年、それから31年、53年、96年という、こういう画期の中でそれぞれ検討すべき事項を掲げてあります。

31年のところが小項目が挙がっていませんが、これは例えば、前段の部分、1907年のところ、それから、あるいは3の部分と重なり合うような問題になるでしょうから、昨年度の段階では、とりわけてここで具体的に問題提示がされていなかったものですから空欄になっているということで、やらなくていいということではないわけです。

二番目が、偏見差別を特に取り上げて、江戸時代から、あるいは近代の患者への差別観等です。それから、無らい県運動の役割等です。これは当然に、これこそ熊本地裁の判決で、偏見の生み出したそれはやはり国家の責任であるということが言われていますので、国あるいは地方自治体の責任の問題等もここにクロスして明らかにされなければならない事項です。

三番目が、被害の全体像の解明ということで、例としてこういう断種以下の例を挙げてあります。

それから、療養所内の医療実態、これも1つの被害としてここでは取り上げる必要があるかということです。特別病室の問題も掲げてあります。

と については、やや重複するんじゃないかということですが、これ、開始時点での実態と強化拡大していく中での被害の実態という、これをやはりある程度分けて考える必要があるかなということで、項目として挙げました。一緒にしても問題はないと思いますが、今申し上げたような趣旨です。

それで、今、1つとして療養所内での被害。2番目に療養所外、社会における被害の全体像を明らかにするということで、家族の問題です。社会復帰の問題。これも検証会議で指摘があった点ですが、やはり内外での被害を全体像的に明らかにするということが必要でしょうから、こういうふうに分けて検討したらいかがということです。

四のハンセン病医学・医療の歴史と実態ということで、単に医学史だけではなくて、現在の医療の問題点をも明らかにしていく必要があるだろうという、こういう運営委員会のご指摘もありましたので、こういう項目を立てておきました。

四の のところに、ハンセン病医学・医療界の役割と責任ということで、これも特に問われるべき問題ですので掲げておきました。

ということで、五は、ハンセン病医学・医療界以外の医学・医療界ということで、これも検証会議のところに出てきましたので、公衆衛生学会やら、あるいは日本医師会まで、日本医師会だとまさにこの医療界のほうのこういう問題になるんでしょうが、そのあたりの責任の解明も必要だろうということです。

六番目は、関係学会の役割と責任ということで、私も所属する法曹界、弁護士さんたちもそうですが、ここの責任も大きいであろうということですが、

それから、教育界、宗教界、福祉界という言葉を使いましたが、これはあんまり一般的でないですね。でも、社会福祉あるいは戦前でいいますと社会事業、あるいは自警的な事業、こういうところで一体どうだったのか。戦後になりますと、特に医療と福祉の両者を併せ持った施設として療養所はあるわけですから、そのあたりで一体特に社会事業の側からどうだったのかというようなことの解明が必要だろうということですが、

これはあとでまた、検討会の委員の増員ですが、その点について提案させていただきたいと思います。

がマスメディアと文壇ということで、改めてここは重複して取り上げてあります。

それから、七、日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較ということで、これは強制隔離収容政策を日本型というふうにとらえての項目の立て方ではありますが、外国の調査等、やはりきちとした上で比較、評価する必要があるかと思います。今のところ、WHO

等の国際動向、これは特に裁判とのかかわりでも問題でした。国際的なレベルでいくと、日本が国際的な常識から外れていったという評価をされているわけですが、そのあたりの国際会議、国際機関におけるハンセン病及びその政策の動向というものをしっかりつかむ必要があるだろうということです。

それから、各国の動向で、特にノルウェーとアメリカと挙げました。これもあとでまたご提案したいと思います。

それから、特に疫学的な国際比較をという、こういうご指摘もありましたので、ここに挙げてあります。

そして、それらの項目を踏まえて、これは、済みません、最初の全体的課題と、その後、再発防止、ここのところを組みかえるのを忘れました。ですから、八、再発防止のための提言、九、資料収集・データベース化等による保存は、これは十、十一というふうに変えていただきたい。それから、沖縄におけるハンセン病問題と政策を八、そして旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策、これを九というふうに、最初の全体的課題のところとあわせていただきたいと思います。

ということで、八として、沖縄におけるハンセン病問題と政策ということで、これ、先ほど説明しました。特にやはり独自に取り上げて深く検討する必要があるだろうということです。

それから、九としての旧植民地、日本占領地域におけるハンセン病政策の検討です。これは2つをやはり分けて、旧植民地、韓国、台湾という、韓国というと不正確ですね、朝鮮と台湾ということになりますか。それから、日本占領地域ということになると、中国あるいはアジアの国々ということで、これもそれとして検討する必要があるだろうということです。

沖縄については先ほど申し上げましたが、奄美あるいは離島ということの1つの象徴でもあります。くくり方についてはもう一回議論していただきたいと思います。

こういう形でまとめさせていただきました。それで、当初は運営委員会で議論していただく前は、それぞれのところに担当のお名前も挙げてあったんですが、運営委員会でもう一度皆さんに、担当なり、確認テーマなりを確認して出発したほうがいいだろうという、そういうご意見でしたので、ここではお名前は挙げないで、項目だけ挙げてあります。

ここを一緒に少し提案だけさせていただきますでしょうか。その4枚目のその他の点であります。

このように項目を立ててきますと、やはり現在の委員の皆さんではカバーでき切れないところがある。もちろんそれぞれの方、担当を広げていただくなり、あるいはそういうこともお願いすればしていただけるかとも思うんですが、しかし、そうするとご自分の担当のところやはり手薄になるかもしれないというようなことがありまして、このような分野では少し増員が必要ではないかということでご議論いただきたいんです。

宗教部分、宗教がどのような役割を果たしたか。

社会福祉部分。それから教育。それから立法・政策。これは何ととっても立法と政策の動向というのがこの分析では中心部分になるわけですので、その意味では、現在、私と森川さんが法律家ということですが、なおやはりもう少し補強していただきたいということでもあります。

それから、調査につきましては、先ほども聞き取り調査が非常に重要である、あるいは加害者の側の調査、あるいは行政等についても聞き取り等調査が必要である、こういうご意見もありました。そのとおりだと思いますので、この調査についても補強する必要があるかと思えます。

経過を申し上げますと、研究班のときは、青木委員がいらっやって、強く全園、全員調査ということをおっしゃっていたわけですが、残念ながらその青木委員が今回は辞退を、外国に行かれたんでしたね、それで辞退をされています。そういうこともありますので、やはりここは補強する必要があるかと思えます。

検討会は、委員は20名以内という、こういうことになっていまして、現在、14名です。そこで、これをご検討いただいて、検討会として増員が必要ということになりましたらば、検証会議に要請をする。それで検証会議で承認していただく、こういうことになるかと思えます。

2番目の点は報告書、これは中間報告と最終報告、各年度の報告と、それから最終報告ということになると思いますが、取りまとめに当たっては、やはり中心となって執筆もしていただかなければならないと思いますので、「起草委員会」を置くということ、この場でも、それから検証会議でもご了解いただいたほうがいいかなということでもあります。

これはどんな形でどなたにというようなことは、もう少し先でもいいのですが、置くことが必要だということは、運営委員会でも承認をされていますということです。

以上、ご報告、ご提案をさせていただきましたが、いかがでしょうか。

その他はあとでいいと思うんですが、まず最初に、この全体の項目について、ご意見伺

いでしょうか。

【宇佐美委員】 ご苦労さまでございます。今、項目については検証会議でもあったんですが、今の奄美の問題、その他いろいろとまだ隠れた事項、また表明しなければいけない事項がありますけれども、大体井上委員長の報告で了承していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【井上委員長】 はい。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【能登委員】 先ほどの検証会議で挙がっていた被害の実態というところなんですけれども、こちらで挙がっているとどれになるのかな。三番目のハンセン病強制隔離収容政策における被害の全体像の解明という項目に当たるのではないかと思うんです。とても気になっているんですけれども、例えば、教育の機会を与えられなかった子供の存在であるだとか、それから、親元を引き離されて強制隔離された子供たちの生活の現場の状況というか、様子というか、そうしたことも今回の検討課題の細目の中にやはり挙げる必要があるのではないかというふうに思います。

【井上委員長】 はい、ありがとうございます。

教育界から加わっていただかなければというのは、そういう意味もありまして、ですが、項目を挙げておいたほうがはっきりするでしょう。

【酒井委員】 これは三の2のところに加わるわけなんですか。今のいわゆる療養所外、社会における被害の全体像、家族との断絶云々で、これは患者さんだけですけれども、そのところに加わる子供たちの教育、患者の子供たちの教育問題ということになるんでしょうか。それとも独立してどこかに教育問題を挙げるのか。

【井上委員長】 どういたしましょう。ご意見いただければ。

内外の問題なんですよ。療養所内でもそうですし、外でもそうですし。

【能登委員】 私が一番気になるのは、戦後、あれはたしか23年だったか、それまでは寺子屋方式で園の中の入園者の人が思い余って子供たちを指導したりとか、それから教科書もない状態であったりだとかということがあったわけなんですけれども、そうした園の中での学校教育の問題であるだとか、もうちょっと考えれば、やはり人として教育の機会を与えられなかったということをもう少し真剣というか、きちんと考えたいというふうに思います。

【井上委員長】 考えていないわけではなくて、いわゆる教育権の侵害ですよ。教育

を受ける権利の侵害。そういうことでいうと、ほかにも、例えば、働く権利とか、いろいろな形で問題としては立てられますが、今のところはそれをむしろ総体的にという以上に、ここでいろいろなレベルからという形で、むしろ実態をどうとらえるかという、そこから始めようかということなんですけれどもね。

【能登委員】　そうですね。たまたまさっきいただいた座長案の中で、今おっしゃられたみたいに、例えば、資格制限であるだとか、就労の制限であるだとかという項目が挙がっていたんですけども、たまたま教育の機会のことが挙がっていなかったのでもっと申し上げた。

【井上委員長】　それでは、これはそういう形でいくと、項目として挙げなければいけないものは幾つも出てきますね。教育、とりあえず1つ項目として。

ただ、どこに位置づけるかという話ですが、この立て方でいえば、一にも二にも問題はあるということになりますね。

ほかにいかがでしょうか。

【森川委員】　これを見て、まず思ったのは、予算と研究課題の数の関係なんですが、非常に難しいのではないかと思うんですが、どのようにすればいいんでしょうか。

聞き取り調査をもし行うとしますと、かなり予算もかかりますし、どういうふうに考えればよろしいでしょうか。

【井上委員長】　どういうふうに考えるかを考えてください、委員なんだからということですよ。

つまり、どれだけの調査をどういうふうにしたら、どのくらいお金がかかるかということで、それ自体を、例えば、やるという方針でいくという検証会議でもああいう議論になりましたからやるわけですよ。そうしたら、どれだけ要るか。今年度で使うのか、来年度でやるのか、こういうふうな話になるじゃないですか。それを提案してください。

【森川委員】　ですから、なんていいますか、最重要の研究課題というのがあると思うんです。それは何なのかというのを決める必要があるのかなと思います。

【井上委員長】　優先順位。

【森川委員】　いや、優先順位とは言いませんが、今、時間の問題がありますから、その限られた時間と予算の範囲内で、今行うべきことは何なのかと。

私は大学に所属していますから、この検討会以外でも研究の機会というのはあります。ですから、ここの検討会の予算を使わなくてもハンセン病の研究というのはできます。

ですから、その中でこの検討会で予算をいただいて行うべきことは何なのかということ
を考えたいんですが。

【井上委員長】 考えて、提案してくださいというふうに申し上げている。

【森川委員】 提案したいと思いますが、どのように提案すればよろしいんですか。

【井上委員長】 だから、自由に言っただけがいいんじゃないですか、ここは議論
する場ですから。ただ、だからといって全部認められるかどうかは別問題ですよ。

はい、どうぞ。

【松原委員】 私もインタビューですとか、アンケートですとか、そういった方法が必要
だろうなと思ってしまして、それで、先ほど事務局のほうで、いわゆる謝金ですとか、
そういったことはどうなっているのかというふうに聞きましたらば、今のところ特にその
はっきりとした基準はないということなんです。だから、まず、例えば、厚生科研とか、
文科省の科研費とか、そういう水準とのすり合わせがどうなり得るのかという、そういう
研究活動の常識的な基準というものを、これはこちらが望むようにはなかなかならない部
分もありますので、事務局のほうからも明らかにしていただきたいということが1つ。

それからあと、やはり2002年度、できることは非常に限られております。それで、
その2003年度、4年度、どのように継続が可能なのか、それ次第でやはりとりあえず
今年度はどこまでやるかということが決まってくると思うんです。しかし、これまでの経
過では、その辺が必ずしも明確でないということがありますので、助け船を出すわけでは
ないですが、今の段階で計画を出してほしいと言われても、こちらとしてもちょっと困る
というようなところもあるかなという。だから、もうちょっと事務局レベルで可能な線
ですとか、それからその研究の継続性のめどですとか、その辺、可能な限り明らかにしてい
ただいて、その上でこちらとしても、例えば、今年度やる範囲というものを確定したいと
いう、そういう気持ちがございます。

【井上委員長】 その問題は、あとのスケジュールあるいは研究の進め方というほうで
議論していただこうかと思いましたが、確かに自分の研究をどこまでやれるのかというの
がある程度見通しが立たないと、この課題のどこに取り組んでいいかわかりにくいですよ
ね。軽々には言えない、よくわかりますので、わかっている限りであとでお話しします。

どうぞ。

【酒井委員】 私自身、この課題が与えられて、そして昨年度はこの課題を制定するこ
とにあったと思うんです。今年度はそれをさらに一歩進めていくという段階で一応進んで

きているわけですから、それぞれの人がある程度自分の関心の持つところはまだ既に持っているらっしゃると思うんです。それで、それについて、今年度自分はどこまでできるかという形の自己申告、そういうことをしていただければいかがかと。

それで、私の場合は、何しろこの調査の基本的なデータベースというのが非常に重要ではないかということと、それから、資料の所在を皆さんが共有するというような形にできればというふうに思っております。それでも既に十分そういうものは持っているよという方もいると思いますけれども、検討会委員の中はかなりバランスがとれていませんので、そういうバランスをとれるような形での情報の交換というものができるといったような形、それから、また海外にいらっしゃるという方々の自己申告とか、そういうものを作って、具体的に一步一步詰めていく時間と予算を考えながらやっていただければいかがかと思っております。

【井上委員長】 はい、ありがとうございます。

今のご提案だと、特に全体課題でいうところの11項目、第十一番目、資料収集・データベース化等による保存と同時に、資料提供していただく、こういうことですね。具体的にはそこを考えていらっしゃるというご提案でした。

今の松原さん言われる問題が1つ前提になるかもしれませんので、わかる限りで。どうしましょう。こちらからちょっと説明して補足してもらいましょうか。

事務局でやってもらえますか。

【事務局】 お答えするのは……。

【井上委員長】 じゃあ、そちらからちょっと話して補足してください。

確認なんです、今度のこの事業は、厚労省から日弁連の法務研究財団に委託をするという形です。これが基本的に昨年度の研究班が厚生科学研究という形でやったのと違うところです。そういうことになりますと、その委託費の執行についてどのようにするかについては、実は厚生科学研究費方式なのか、文科省のいわゆる科研費方式なのかということがはっきりはしていないのです。今のところ、私も事務局に、むしろ謝金ですね、特に問題は。この謝金等について基準をつくって、そして執行しやすいように早くしてくれということはあるわけですが、なかなかパツというわけにはいかないというのが現状ですね。それが1つです。

それからもう一つは、今、厚労省からみえていますから、必要があれば説明してもらえますけれども、単年度で予算がついているということで、当面今年度、そして来年度も大丈夫だというようなことなんです。それで、このあとでまたご相談したいんですが、初年

度、もう半年過ぎてしまって始まった。来年度やっても1年半だと、こういうことでしっかりした研究ができない、これは当たり前ですね。なので、せめてもう1年という、そうすると、第3年度目ということになると、これまた新たに予算要求をする必要がある。だから、これはこの検討会でそういう方針を打ち出して、検証会議で承認していただいて、検証会議のほうから財団と一緒に厚労省と協議しながら進めていかざるを得ない、こういう状況なんです。

ですから、当面の課題として2002年度にというふうに私が提起したのはそういう意味なんです。

しかし、やはり3年はどうしてもほしいということは、検証会議にももちろん、厚労省にもそれはこちらとしても申し上げているし、これはぜひ実現していただかなければならないということです。

ですから、そういうようないわば不確定な要因がいろいろありますので難しいところなんです。お金も幾ら使えるのかという話になると、そこをパッと申し上げるわけにはいかない。しかし、先ほど出ましたように、とりあえずは今年度、とりあえずはお一人100万程度は考えていただいて、それ以上についてはまたご相談しようという、こういう基準がようやく出てきましたから、とりあえずはその範囲内でできることをやっていただくと。

これはあとでご相談なんです、それを個人でやっていくのか、それともグループとしてやるのか、全体として進めるのかというような問題になりますね。だから、そのあたり、あとでもう少し議論していただきたいと思います。

とりあえず今わかっていて申し上げられるのはこのぐらいのことなんです。

事務局、いかがですか。いいですか。

(厚労省の担当者に向かって)いかがですか。

この場で発言できないですね。それは、ですから、こちらから要請をして、全体の協議会でも議論していただくということになると思います。

その上で、まあ無理だというふうにおっしゃるかもしれないけれども、これでとりあえず今年度どの課題でどう取り組んでいただけるかを、もう少しご議論いただければと思います。

その調査の点については、ですから、全体で取り組むということの合意が検証会議で示されたと思いますので、そうしたら、やはり今年度か、来年度か、あるいは3年かけてやるか、そういう具体的なプランニングが必要だと思います。だから、だれがやるかなので

す、実は。

【森川委員】 それは、この検討会の中もちろん責任者を置く必要があると思いますが、いろいろな方の協力が必要になります。特に全療協の協力はなければいけませんし、それから、これは私の意見ですが、ハンセン病の問題に関心を持っているすべての人が参加可能な形で聞き取り調査をすべきだと思っています。そうしますと、大変予算が必要ですし、聞き取った内容をテープに録るのであれば、そのテープ起こしもしないといけませんし、大変なことだと思います。

そのプランニングについても、この検討会の中で検討が必要だと思いますし、提案であればしますが。

【井上委員長】 森川さんが中心になってやるという宣言をされたと思いますので、よろしく願います。もちろんいろいろな人の協力と、それからあとの問題ですが、増員の問題もありますから、しかし、現在のメンバーでは、やはり森川さんをおいて考えられないのではないかと思いますので、よろしく願います。

というようなことで、乱暴ですが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

【鈴木委員】 先ほどの検証会議との合同会議のときに松原さんがおっしゃっていたジェンダーの問題なんですけれども、1つの方法としては、すべての項目についてジェンダーの視点を考慮するといういき方もありますが、でも、個人的にはどこかに1項目入れてもいいぐらいの問題ではないかという気がするんです。

私は江戸時代の研究ですけれども、これまで身体障害者とか、被差別民の、それからハンセン病という、そういう差別の問題の歴史を研究してきていつも思うのは、確かに史料がないんですけれども、出てきにくいんですけれども、その中でも特に女性が差別された、差別された集団の中でも特にしわ寄せのようなものが女性にいつているという、そういう状況が、これ、もうハンセン病でいえば中世史料ぐらいから見えてくる。でも、確定はできないんですね。きちりと史料的に、論文を書くほどにはいかない。でも、これ、近代ぐらいまで時代が下がっていけば、まだまだ今、聞き取り調査もできる状態ですし、史料的にもいろいろ出せるのではないかと、私はぜひ療養所の中で女性に焦点を当てた研究もあっていいのではないかなというふうに思います。

【井上委員長】 どこにどう入れたらいいですか。

【鈴木委員】 いやあ、それは.....。

【井上委員長】 松原さんもあわせてでも、どうですか。

【藤野委員】 この問題は、松原さんが去年の厚生科学研究の中でも提起されていたと思うんです。ジェンダーという言葉をおつけにならなかったけれども、療養所の中における結婚の実態であるとか、そういうテーマを通してやはり女性の人権も考えるべきだという提起があったと思いましたので、改めてもちろん項目を立ててもいいと思いますが、特にきょう委員長から出された案から考えますと、第三のハンセン病強制隔離収容政策における被害の全体像の解明の中の1の、ハンセン病政策における性と生殖の管理というテーマ、こういったところが一番今の視点をはっきり出せるのではないかと思います。もちろんほかのテーマでも、今の鈴木さんのおっしゃったジェンダーの視点は、ほんとうに大事だと思いますけれども、特にここでそういう問題を展開していただけるのではないかなと思っていますけれども、どうでしょう、松原さん。

【松原委員】 藤野さんがおっしゃったとおりだと思うんですが、ただ、鈴木さんが指摘されたように、いわゆるジェンダーといいますと、結局、男、女のいろいろな場での役割の違いみたいな、それはあらゆるところに及んでいるんですね。ただ、それをこの中の項目のどこにというと非常に難しい問題ではあります。しかし、やはり何らかの形でジェンダーというキーワードを置いておいていただければ、今、藤野さんがおっしゃったように、例えば、三の1の性と生殖の問題、そこにとりあえず入れていただいて、それでそういうキーワードをほかでもちょっと念頭に置きながら検討していただくという方法もあるのではないかなと思いました。

鈴木さん。

【井上委員長】 どこをどう変えたらいいですか。

【松原委員】 ですから、例えば、2ページの三、ハンセン病強制隔離収容政策による被害の全体像の解明の1、療養所内の被害の実態、その、ハンセン病政策における性と生殖の管理。ジェンダーの視点を含むとか。

【井上委員長】 なるほど。

【松原委員】 そういう今の提起を受けるという形ですと、例えばそうなるだろうかと思えます。

【井上委員長】 具体的にありがとうございました。

「ジェンダーの視点を含む」ですか。「ジェンダーの視点から」ですか。

【松原委員】 それはやはりなかなかジェンダーというか、男性、女性の立場の違いと

いっても、また男性、女性といっても一枚岩ではありませんので、この検討会での合意というものを概念的に得るのはちょっと私は難しいかなと思っています。

ですから、とにかく何となくやはり女性に差別のしわ寄せが及ぶというのももちろんあるんですが、同時に男性は男性の問題、悩みというものもあると思うんですね。ですから、等し並みに見る、それはもう非常に個別にいろいろ違いが当然あるんですけども、その違いを見ていくという視点の1つに、男性、女性の立場の違いというものを一般にジェンダーといわれているんですが、その視点を入れていただきたい。「ジェンダーの視点から」というのも私は別に構わないんですが、ただ、「ジェンダーの視点を含む」でも私個人としてはいいのではないかなというふうに思います。

【井上委員長】　ということで、よろしいですか。

これはここに限られるわけではなくて、ジェンダーの視点は、ある意味であらゆるところに踏み込んでいくということだと思えます。だから、そういう意味でここに一つ象徴的に挙げておくということですね。

だから、近世、江戸時代はどうだったかもぜひ解明していただきたいな。

【松原委員】　ほかの方々がどうかという……。

【井上委員長】　今の点、ご意見何かありますか。

よろしいですか。

いずれにしても、そうおっしゃるからにはご自分で取り組むという話ですから、結構なんじゃないでしょうか。

【松原委員】　人ごとのようにおっしゃらないでください。皆さんも念頭に置いていただいて。

【井上委員長】　皆さんもこのジェンダーの視点は必ず持って取り組んでいただきたいという要請ですね。

【松原委員】　問題提起はしたいです。

【井上委員長】　だから、報告ということイメージすれば、その中にその視点が貫かれていないと困るということになりますね。

【松原委員】　そうですね。それは個別の研究者の立場にもよるとは思いますけれども、そういう提起があったということで。

【井上委員長】　提起があって。

じゃあ、十分意識してこれから作業していただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。佐藤さん、どうぞ。

【佐藤委員】 先ほど聞き取り調査という言葉が何度か出てきたんですが、皆さん、どういうものをイメージされているのか、ちょっと私、混乱があるので伺いたいと思うんです。私自身の研究方法や、今までやってきた研究から言いますと、政策や組織の変遷、どちらかというハードウェア的なものを見ていくというふうなところを出発点にしておりまして、確かに政策が社会の中でどう機能するかということを見ると、政策や制度というものがあって、それをつくる側と、それからその中に身を置く者、あるいは、そのほかに存在する人たちの中で多角的に機能しているというふうに見てよろしいかと思うんですが、今、聞き取り調査というふうにいるいろいろな方がお話になられているのは、ハンセン病の方、あるいは療養所の方ということを中心にしておられて、例えば、厚生省、厚生労働省におられた方々のナレーティブとしての政策過程、そういったものは対象には今お考えになっていないということでしょうか。

【井上委員長】 それ、検証会議のところでも意見が出ましたから、それも含めて、いわば実態を明らかにする。その1つのやり方として聞き取りという手法があるというふうに議論はなつたと思います。ですから、それにとらわれずに、いろいろな手法を用いて実態を解明するという、それが大事だろうということだと思っんです。対象もいろいろなものちろん行政の人もそうですし、いろいろな人たちに話を伺うという、あるいはアンケートだってありますし、あるいは別のやり方もあるでしょう。そういうことで理解されてきたと思っんですが。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

先ほど森川さんが何か計画を立てられるというふうなお話だったので、ちょっとどういうふうにお考えかというふうに思っましてお尋ねしてみたいと思っんですが。

【井上委員長】 今までやってきた調査、ちょっと紹介していただけたらいいかなと。

【森川委員】 私は今、沖縄愛楽園の入園者の皆さんから聞き取りをしております。これは聞き取り調査班というものをつくって、いろいろな方に参加していただいて、質問項目をつくりまして、それに沿ってお話をお聞きするということをしています。これで十分であるとは思っていなくて、愛楽園であれば愛楽園を退所した方のお話もお聞きしたいですし、入所したことのない方からお話を聞きたいですし、それから、愛楽園で職員の方からお話を聞きたいですし、地域の住民の皆さんからお話を聞きたい。いろいろお話を聞きたい方はたくさんいます。しかし、すべてができるわけではないですので、どこから手を

つけていくかという問題だと思います。

今私がやっています方法では、たくさんの人の協力がとにかく必要である。各園の自治会の協力も必要であって、私の場合は、入園者からの聞き取りというのを最優先しているわけです。ですからそうなるわけですが、いろいろな委員の方がいろいろな問題関心をお持ちですので、ですから、お話を聞きたい内容というのはほんとうにたくさんだと思うんです。ですから、その聞きたい内容のすべてについて聞こうと思いますとまた時間もかかりますし、ですから、一体何を、もし被害の全体像を解明するというのであれば、限られた時間と予算で何を聞かなければいけないのかというのは、非常に大切な検討テーマだと思うんです。そういう検討をしていかないといけないのではないかと思います。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

そうしますと、森川先生が先ほどお話になられたのは、療養所の方々を対象にした聞き取り調査を中心に念頭に置いておられたという理解でよろしいのかしら。

私が先ほど申し上げたことを、では、一つ提案として皆さんにどうかとお諮りしたいのは、厚生省には疾病対策課と、それから国立病院・療養所課というのが従来ございまして、その2つが国の公の機関としては、ハンセン病政策の主管の課ということで政策決定をしてきたわけですが、できましたら、そういったところの資料を、先ほど酒井先生も申されましたが、リストをつくるということ、それから、目に見える形で存在していない、あるいは時間がたつと風化して、あるいはお亡くなりになられる方もおられる政策に携わった方々のナレーティブを集めるという作業も非常に貴重な資料になるのではないかとということでご提案をしたいと思います。

実は4年ほど前に、まだ裁判があまり新聞で騒がれていないときだったんですが、私、疾病対策課の課長、課長補佐の方々をお一人お一人さかのぼりまして、1960年ぐらいの方々まで聞き取りをしたことがございます。ただ、それから4年間の間に何人も亡くなられた方がおられたり、それから裁判が始まりまして、いろいろやはり皆さんご配慮もあったと思うんです。ただ、またこの裁判が終わった時点で既存の資料と合わせながら、今度、政策立案者、実施者の立場からの物の見方、それは時々はその課題がどのくらい重要視されていたか、あるいはそれをどういうふうな利害対立の解消を図ってきたのか、それからどういう視点でその問題を見てきたのかというふうなことは、その場に身を置いた経験を思い出していただいて、ナレーティブを集めるという以外になかなか方法が難しいのではないかとこのように思うものですから、そういった作業も今年度で完了するかどうか

はわかりませんが、1つの方法として提案したいと思います。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【藤野委員】 先ほどから聞き取りのことについて皆さんのご意見が出ているんですけども、普通、調査というのは、文字に書かれた文献調査と、聞き取りとはもう不可分なものなので、今の佐藤さんのご発言なども、それぞれの研究テーマに必要な方があれば、どんどん調査、聞き取りなされればいいと思うんです。

森川さんが言っておられるのは、全国の園をまたがってより多くの入園者の方から聞き取りをしようとなると、それは確かに大がかりなものになって予算がかかるからということで計画的にやらなければいけないし、どういうふうにやればいいかというご質問だと思うので、それ以外に個々に自分の研究課題をやっていく中で必要があれば、どんどんヒアリングをするのは当たり前なので、それはもう自由に個々の方々が自分の研究テーマにあわせておやりになったらいいんじゃないでしょうか。

それから、厚生労働省もこの真相究明には全面協力するというご意向ですから、当然、厚生労働省の側からも聞き取りには全面的なご協力があると思いますから、全く問題ないと思います。

ですから、組織的な大きな聞き取りについては予算とかあるだろうけれども、個々のテーマについては、もっと自由に聞き取りをやっていいと思うんですけれどもね。

【佐藤委員】 ちょっと先生、よろしいですか。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

私が聞き取り、ナレーティブということを申し上げたのは、私自身のテーマに関してということに限らず、例えば、先ほど話に出ました教育という問題が出れば、その結果として出てきた政策の形だけではなくて、それを成立させる、あるいは存続させるプロセスというものがどこかに存在しているわけで、実態という場合には、結果として出てきたものとそれを成立させたプロセスの両方についておそらく資料を収集する必要がある。その場合に、教育を例えばだれかが担当するということになれば、そういった方々に政策決定者といわれる方々のナレーティブも一つ、方法として考えていただきたいということでご提案申し上げたということでございます。

【井上委員長】 どうぞ。

【酒井委員】 話題が変わってよろしいですか。

【井上委員長】　じゃあ、ちょっと待ってください。

【酒井委員】　関連しては……。

【井上委員長】　関連していますか。じゃあ、どうぞ。

【酒井委員】　実は運営委員会でも申し上げたんですけれども、資料収集に関して、私がずっと前から心してやっているんですが、そのときに一つ気がつきましたのは、全国各地でいろいろなところでこのハンセン病問題の研究あるいは資料収集とか、いろいろな組織的な研究をやっている団体がかなりありますので、そういう方、我々の少人数の検討委員会がやれる範囲は非常に限られていますから、そういう方々の研究というか、調査とか、そういうものをやはり教えていただきまして、そして皆さん方に役に立つといたら変なんですけど、検討させていただいてはいかがかという提案をさせていただいて、そしてその調査は私がもしあれだったらしますよという。

【井上委員長】　ありがとうございます。

今のは、ぜひやっていただいとということでもよろしいですね。

それで、佐藤さんと藤野論争は、まあ、言っていることはあんまり変わらないのではないかと思います。ただ、個人としてやる作業でどこまでやるかという問題と、この検討会全体で取り組むべき問題がありますね。だから、今一つ検討会全体として取り組むべき課題としては、在園者の方の、これは聞き取り聞き取りと言っているけれども、インタビューや、場合によってはアンケート併用というようなこともあるでしょうし、そういうことでの実態を明らかにするという面と、それから、先ほどから出てきている行政の側の、それから、ちょっと森川さんが言われた療養所の職員、こういう方の話も何うということは必要だと思いますから、そのあたりは、これからの予算と期間と考えながら具体化していく、こういうことでもよろしいでしょうか。

森川さん、もう頭を抱えているけれども、これはやっぱりチームをつくらなければいけませんね。調査グループということで。

そういう方向でじゃあやらせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。もうよろしいですか。

そうしたら、一応大筋きょう提案させていただいたこの案でご了解いただいたということで、なおかつ大きな点ではジェンダーの視点の問題、それからもう一つ、教育というようなことで、これはちょっと教育だけ取り上げるか、あるいはさっきも出ましたが、就労の問題、労働、こういう問題も考えるのかという問題がありますが、いずれにしるその被

害の問題ですね。その点も組み込む、とりわけ教育は1項組み込むということで、もう一度つくり直すようにします。

実はお願いなのは、これであと、皆さんがどこを担当していただくか。大体のことはこちらでも予測がつきますが、改めて皆さんに決意を固めていただくということで、ご意見をいただきたいわけです。

きょう今、ここをやるぞというお話ならば、パッと行っていただいて、それからもう一度、最初に申し上げましたが持ち帰っていただいて、いろいろ考えていただいた上でご意見を寄せていただくという、そういう形にしましょうか。

きょう、どこをやるぞ……。どうぞ。今言える人は言ってください、どんどん。

【藤野委員】 だから、きょう言える方は出していただいて、考える方は考えるという両方のパターンでいいんじゃないですか。

【井上委員長】 ええ、だから、言える人は言ってください、まず。

宇佐美さん。

【宇佐美委員】 あまり何もできませんけれども、資料収集というのでは、今、酒井さんがおっしゃったように、現場の資料をまたデータベース化されるという話なので協力させていただきますけれども、民間、特に大学なんかでやっておられる方、特に今、大阪市立とか、京都橘なんかの二、三の教員の方々、いろいろと熱心に、また野村さんとか、立川昭二さんとか、いろいろな人がおられますから、こういう人たち、またいろいろと埼玉大学の先生とか、いろいろの大学の関係で、ハンセン病という直接、間接にやっていただいた人たちに対しても、これからも収集を私のできる範囲でさせていただきたいと思っています。

そういう面で、私も目が見えないんですけれども、アマゾンのところのほうからでもハンセン病の国際資料を集めると伺っております。金がないので十分できませんけれども、皆さんにまたそういうものについては、酒井さんを通じて提供させていただきたいと思えますので、今後ともよろしくご指導願います。そういう面でやらせていただきます。

【井上委員長】 ありがとうございました。

資料収集……。

【酒井委員】 済みません、宇佐美さんの強力な援護があって大変心強いんですが、この場に随分傍聴の方もいらっしゃいますので、この機会にそういう意図で私どもは全国でどういうハンセン病の研究が行われたり、あるいはそれを検討していらっしゃるかという

ことをやはりまとめていきたいと思いますので、そういう情報がおありの方は、大変申しわけございませんが、ご提供いただけませんか。片鱗でも結構ですから、それから我々はその網をたどって行って、いろいろな方に情報を提供していただくようにしたいと思いますので、この場をかりてお願いしたいと思います。

大勢の方がおそらくこの問題に関心を持っていらっしゃるって、この場にいらっしゃると思いますので、よろしくをお願いします。

【井上委員長】 よろしいでしょうか。

この問題は、ひとり検討会のメンバーだけでできるような問題ではありませんので、広く皆さんにご協力いただきたいということで、特にきょう、沖縄からも見えていますが、ぜひご協力いただきたい。

それから、国としても、厚労省としてももちろん協力してくれますね。

ということですので、その体制として、体制づくりと、それから実際の作業をよろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤さん。

【佐藤委員】 とりあえず、何か手を挙げろというふうなことなので、全体的課題でいいますと、一番の立法・政策の検討というところ、それから七番の日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較、それに基づいて十番の再発防止のための提言というところを、ちょっとこれまで二、三年の間に幾つかまとめたものもございまして、準備も進めておりますので、ほかの課題ももちろんやらせていただこうと思いますが、この部分はぜひ力を入れてやりたいというふうに思っております。

諸外国との比較ということは、例えば、先ほど申し上げた特殊性と普遍性ということになりますが、普遍的に存在する問題であるから許されるとか、軽視すべきであるということでは決してございまして、例えば、アメリカを例に挙げますと、アメリカの本土では、1917年にハンセン病の予防法というのが成立をして、ルイジアナのカービルという町に療養所がつくられております。そこで強制収容が始まって、アメリカ本土のハンセン病の患者さんは、そのカービルで強制収容するという制度が存在いたしました。ハワイにもカラウパパという孤島があって、その中に強制収容の施設がございまして。

ちょっと幾つか年次を挙げますと、1946年までは、収容所の人たちは選挙権がまずございませぬ。アメリカの例です。それから、1947年までは退院が認められず、19

52年に初めて婚姻が認められるというふうに、日本ともちろんその差異はございますけれども、同じような制度が外国にも存在をして、ハンセン病という病気の強制収容が実際に法的に廃止をされたのは、アメリカ本土では1986年のパブリックローですので、そういう視点でも海外との比較をすることが、その共通点と差異をあぶり出すという点で非常に重要ではないかというふうに思っております。

【井上委員長】 アメリカはまたあとでもお話ししますが、いずれにしても調査にやっぱり行かなければいけないというところですね。アメリカがやっているから日本がやっているといいということでは決してないです、そういう話ですね。

はい、どうぞ。

【藤野委員】 何をやるかということで、私は歴史学だから歴史しかわかりませんので、歴史の分野でやります。

まず一番目のハンセン病強制隔離収容政策に関する立法・政策の検討、この中の1番目のらい予防に関する点、1907年、この分の江戸時代のほうは、もう鈴木則子さんがいらっしゃるから私が出る幕はないんですが、それ以外についてはいたします。

それからあと、1931年、予防法の問題、53年、らい予防法、すべてこの分野はいたします。

それから今、佐藤さんから、アメリカでもやっているじゃないかというご意見でしたけれども、問題はその実態が大分違うと思いますので、私はやはり日本の特殊性というものをこういう中で解明していかなければ、このハンセン病の真相究明の意義はないと思います。アメリカでもやっているんだ、だから世界はこうなんだ、日本もそうなんだ、これでは全くこのハンセン病の真相究明をやる意義がなくなります。やはり日本の特殊性を明らかにするというのが課題ですので、私はそういう視点からこの問題にかかわってまいります。

【井上委員長】 そうすると、七でしょうか。

【藤野委員】 今、だから、一のずっとテーマですね。

それから、二のほうは、これもハンセン病に対する偏見差別が作出・助長されてきた実態の解明とありますが、江戸時代のことは、これは私はもうできませんけれども、一番と一番、近代の差別観と無らい県運動の実態についてはいたします。

それから、三番目は、全部は無理でしょうけれども、少なくとも療養所内における被害の実態については、特に資料的な文献のほうからこの問題を私は明らかにして、聞き取り

等の皆様方の研究とどこかでリンクできると考えておりますので、ここもかかわろうと思っております。

それから、四、五、六、七は、私はあえて申しませんが、あと、八番と九番、沖縄の問題は、森川さんがいらっしゃるのですけれども、森川さんも大変聞き取り等で頑張っておられますが、私はむしろ戦後のアメリカの統治政策の中でハンセン病問題をとらえたいと思います。その必要があると思いますので、沖縄の問題についても可能な限りかかわって、もちろん奄美を含めた考えです。

それから、植民地の問題、占領地の問題については、私も日本の政策が、朝鮮や台湾やその他南方でどう行われたのか、これは不可分の問題だと思っておりますので、この問題についてもかかわっていかうと思っております。

一応、今のところそういうテーマについては、ある程度エネルギーを投入できると思いますので、よろしく願いいたします。

【井上委員長】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 ちょっと委員長、よろしいですか。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【佐藤委員】 名前が出ましたので一言だけ。

別に私の言っていることが曲解されるとちょっと困るので、一言だけですが。

日本が特殊であると、特殊性があったということ、私、否定しているわけではございませんが、特殊性というものを謙虚な目で見ると、普遍性というものも考慮に入れて考える必要があるであろうということを述べているだけですので。

【藤野委員】 日本の特殊性を否定しないという佐藤委員の今のご意見を聞いて安心しました。よろしく願いいたします。

【井上委員長】 まあ、また議論しましょう。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【鈴木委員】 私は前近代しかできませんので、江戸時代の「らい」病観とその形成過程というところをやらせていただきたいと思います。

それから、ハンセン病医学と医療の歴史と実態、これはどのぐらいの時代のことが想定されているのでしょうか。

【酒井委員】 よろしいですか。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【酒井委員】 この運営委員会でこの話が出ましたときに、ハンセン病医療として、一応この法律が出てきて、それから以降のことを考えていまして、さらに現在ということで、並里さんがおりますので、並里さんが現実に出会っているいろいろな状況からその実態を明らかにして、そういう事態にもたらした経過というものを踏まえた歴史だと思います。

ですから、江戸時代にももちろんいろいろなハンセン病治療というものはありますし、それから、その対策がありますけれども、実際に明治維新以降というのは西洋医学になっているわけです。かなりその西洋医学が入ってきて、そして西洋医学的な物の考え方が影響しているわけなんですけれども、そのものがどのような形で日本的な特色と、特色と言ったら変なんですけれども、日本的な従来からの医療との絡みというのは当然考えなければいけないわけなんですけれども。ただ、ここで言っているのは、もう少し後のところという意図でここに話題が出たんです。

【鈴木委員】 わかりました。

多分、江戸時代のこの差別意識の問題で、そのままずると明治の中ごろくらいまで医療のあり方であるとか、民間医療のあり方であるとか、私の領域になってくると思いますが、その新しい分に関しては全くわかりませんので、民間医療的な部分で素材が提供できればと思います。

【井上委員長】 それをよろしくお願いします。

明治期以降ですかね。やっぱり1907年法に連なっていく部分という意味では、江戸にさかのぼってもいいし、いろいろな形で、むしろそれは鈴木さんが問題提起していただければいいんじゃないですか。

【酒井委員】 よろしいでしょうか。

【井上委員長】 はい、どうぞ。

【酒井委員】 それに加えて、結局、ハンセン病医学というものが、現在の日本の医学の歴史の明治以降の日本の医学の中で、ある特殊性があるんですね。特殊性と言ったら変なんですけれども、医学界全体ががんの研究に取り組むような形でハンセン病に取り組んだことはないわけですし、そういう意味で、非常に特殊な経過があるので、そういうところも明らかにしていきたいという意図はあるんです。

【井上委員長】 和泉さんの言葉によれば、ハンセン病医学自体が隔離されたという言い方をされますね。だから、そういうところでしょうね。そこを解明しなければいかんと

いうことになるかと思いますが。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【松原委員】 私は、科学史とかジェンダーの見地から、国民優生法、優生保護法の制定過程を検討してきた関係で、3の1953年「らい予防法」という項目の、特に の部分。

それから、先ほど言及しました三のハンセン病強制隔離収容政策のところの、特に の性と生殖の部分。

ここ、特に断種、墮胎、嬰兒殺の実態調査については、森川先生と何らかの形で協力するということになると思うんですが、私のほうで研究協力者の腹案がございますので、そういったインタビュー調査の技術がある方に援助していただきたいと思っています。

それで、歴史的な知見に関しては、藤野先生がいらっしゃるので、いろいろとご教授を受けながらやっていきたいと思っています。

特に優生思想というのがよく使われるんですが、非常に複雑なものがありますので、そのあたり、科学史の見地から追ってきたという立場から、ハンセン病問題における優生というのはどういうことだったのかという、その辺も考えていきたいとは思っています。

しかし、特に今申し上げた2項目について、中心的にやらせていただきたいと思っています。

【井上委員長】 そうすると、3の のところは……。

【松原委員】 そうですね。3の 、藤野先生が非常にお詳しくいらっしゃんですが、その優生という概念の問題について、やはり一口に優生政策と言っても、遺伝ではないのになぜとか、いろいろ問題があるわけです。ですから、もし必要であれば、3にもかかわらせていただければと思います。

【藤野委員】 まさに松原さんと私のところはダブるし、お互いに問題を共有して、松原さんは科学史という全く違うジャンルからごらんになれるし、そういう意味では、お互いに協力し合っていけるんじゃないかと思えますし、鈴木さんとも、江戸時代と明治の近代のどこで境が入るかということは出てくるんですけれども、やはりこれも1907年以前と以降とでは随分変わってくるので、そういう意味では、鈴木さんとも大いにディスカッションして、共同でやっていこうと思えますから、そういう意味では、連携プレーで、昨年もやりましたけれども、今年も、これからもやっていこうと思えます。

【井上委員長】 よろしくお願ひします。

時間の関係で、あとの方は……。

どうぞ。

【森川委員】 私は、個人的には三の1の番、「特別病室」および「癩刑務所」の設置の目的とその実態、これについては法律的な観点から検討したいと思っていますし、あと、一の3の藤本事件の真相についても興味を持っていますので、いろいろな協力者の方と検討できたらと思っています。

被害実態の聞き取り調査につきましても、ぜひ行いたいと思っていますが、方法等については今後検討したいと思っています。

【井上委員長】 よろしくをお願いします。

では、よろしいですか。

あと、私も含めて、ご意見を、いつまでにどうでしょうか。

【事務局（加納）】 12月9日にご報告をいただきさかのぼりなのですが。

【井上委員長】 きょうが11日だから、20日ぐらいまでにはいただかないとかな。

【事務局（加納）】 調整の必要があれば……。

【井上委員長】 きょう、ご意見をいただいた方も、もちろん考えていただいて、さらにということでご意見をいただければと思いますし、きょうまだ分担等決めていらっしゃらない方は、20日までに事務局のほうにご意見をいただきたいと思います。これは事務局で連絡方法、あとで、どこにどう言ったら一番集約が簡単かということ考えてください。それから、欠席された方は特に、よろしくをお願いします。

じゃあ、次に進んでよろしいでしょうか。

検討事項と分担ということで、お話しいただきました。

次に、今いろいろ出てきましたが、研究の進め方についてご議論いただきたいと思いません。

1つは、研究を進めていく体制ですね。大枠としては検討会、検討会の中に運営委員を設置していただきましたから、そこで全体の方向は考えるわけですが、そのほかに、今も議論が出てきました。例えば、調査については、調査担当班のようなものが必要かなということもありますし、資料の保存等については、今お二人が引き受けていただけるということでありましたが、こういうこの検討会内部での役割分担と、例えば、グループづくりをするかどうかというようなことが1つです。

それからもう一つは、むしろ協力者ということも出ましたので、検討会の委員以外に皆

さんがそれぞれ協力していただく協力者、あるいは協力員という、この人たちを組織していただくという必要もあろうかと思えます。そうなりますと謝金の問題もありますので、そのあたり、単純に協力員といってもいろいろな方がいらっしゃるのでは、等し並みにいきませんよね。学生の場合もあれば、あるいは教授、助教授の場合もあるでしょうし。ですから、そのあたりは早急に事務局のほうで基準をつくって、協力していただける方に謝金をお出しして作業がスムーズに行くようにしていただきたいと思えます。

その意味では、メンバー、あとで申し上げます、増員の問題がありますが、基本的には検討会の委員皆さんが、これ、課題に取り組んでいただいて、必要ならば協力員を組織していただく、こういう方向でまず確認していただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

もう一つ、戻りまして、この検討会の中で昨年度はグルーピングを一応しましたね。そういうようなことが必要かどうかということと、できるかどうかという問題があります。これは話を伺ってしまして、それぞれですが、1つは、調査はどうしてもこれは調査班をつくらないといけないでしょうと思うんです。そのほかの分野については、いかがでしょうか、今年度はもう時間もないことですし、基本的にはそれぞれ個別に研究を進めていただく、必要に応じてそれぞれ調整を図っていただくということで、特にグループということでは設けないということやっていくというようなことではいかがでしょうか。

よろしいですか。

じゃあ、調査班だけ。

森川さん。あとは。松原さん。青木さんにも実際協力していただいて、何らかの形で、メール等でできると思えますので。それから私も加わりますし、調査班。

【森川委員】 ぜひ能登さんにも。

【井上委員長】 能登さん。

じゃあ、よろしいでしょうか。このぐらいの。ぐらいのということはない。そのメンバーで少し考えて、どんなやり方で、どう提起をするということで。魯さんも。

じゃあ、よろしくをお願いします。

となると、外国調査も少し視野に入れましょうか。とりあえずは国内調査でやってみて、ゆとりがあったら外国のことも考えるというようなことにしましょうか。

では、今のメンバーで、いいかな。きょうおいでになっていない方で……。

【酒井委員】 そういう調査班というのは、随時決めていただいたらよろしいんじゃないかな

いですか。

【井上委員長】 でも、出発点で決めないと出発しませんから。とりあえず第一次ということで。

よろしいですか。

次には、外国の問題もありますけれども、一応じゃあ、そういう形で、今年度の研究体制ということでは、繰り返しますが、基本的には個人で研究、それぞれのテーマを進めていただく。ただし、2つお願いがあります。

1つは、全体の課題、この検討会議設置の目的はもちろんですが、検証会議で示された全体課題と、それから特にそれぞれの皆さんのテーマを全体の、特に立法政策と絡めていくという作業がありますので、その辺は意識しながらぜひ進めていただきたいと思えます。自分のテーマだけで完結するというふうに思っていたら困ります。これはあえて申し上げます。これが第1点です。

もう1点は、その進める場合に、必要に応じて個別研究という形でやっていただきますが、横の連絡もとっていただきたいということです。そのことを申し上げておきたいと思えます。

次に移ってよろしいでしょうか。

費用の点、これは先ほどもうお話ししましたので、よろしいでしょうか。当面お一人100万ということで考えていただく。必要な場合、全体でまた検討して、必要な調査研究については配分することもあり得るということで、あり得るということを確認していただきたい。全体の予算の割合等でこれは確実に再配分するというふうには申し上げられませんので、あり得るということでご理解いただきたいと思えます。

【鈴木委員】 その予算は、いつまでに執行するんですか。

【井上委員長】 常識的に考えていただければ。

【鈴木委員】 報告書の締めとかの関係で。

【井上委員長】 年度内。

【鈴木委員】 3月末日。

【井上委員長】 年度内が常識的な判断ですよ。

それはしかしまた、そこで考えてやっていただくしかないでしょう。ここで原則だけ申し上げますから。

【佐藤委員】 先生、事務のほうで何日までに会計書類を上げてもらいたいという希望

がございましたら聞いておいたほうがよろしいかと思うんですが。

【井上委員長】 ありますか。

年度末の会計処理をする……。

【事務局（加納）】 報告しますので、一応年度末までに。

【井上委員長】 に執行をしてくれという話です。

いやいや、これだって大変ですよ。もう年度末と言ったってあんまりありませんから。

そこはよろしいでしょうか。

じゃあ、次に、外国調査をしたらいかがかということで、これも運営委員会で議論をしてきました。それで、できれば検証会議、検討会の全メンバーで行って、お互いにそこである程度共通認識を持つ。それから、お互いに議論をし合う場というものがやっぱりもっと必要だろうということですね。そういうことで提案させていただいて、この検討会として、皆さんご承認いただければ、これを検証会議に要請をするという形にしたいと思いません。

候補としては、今のところ、ノルウェーと、先ほど佐藤さんからもありましたが、アメリカのハワイとカービルということで、それでこれも期間と予算の問題が絡んでくるわけですが、できる限りそんな方向で実現をしたいということで、日程等については、改めてまたご相談をするということで。

よろしいでしょうか。

この点については、佐藤さんもあれこれ調べられているようですし、日程等について、事務局と私と、それから運営委員で相談をして提起をするというようなことでよろしいでしょうか。

よろしいですか。

じゃあ、そうさせていただきます。

なるべく皆さんが参加していただけるようにしたいと思いますが、なかなか厳しい日程ですので、ご要望に沿えないかもしれません。そのときはご容赦いただきたいと思います。

それから、全体のスケジュールなのですが、検討会として、一応、検証会議のほうの、あるいは事務局の案として提起はされています。そこでお諮りしたいのですが、事務局案でいいですと、毎月この検討会議ないし検証会議との合同会議が開かれる予定になっているのです。これは弾力的に考えてということですので、ここで決めていただければいいと思うのですが、いかがでしょう、つまり、毎月やったほうがいいのかというふうにお考えの方、

あるいは、もう少し、例えば、これももう提案させていただければ、1月に中間報告的に皆さんの作業を確認するというのと、それから、今年度の報告について検討していただく、そういう場を設ける。2月、3月は合同会議ですから、これは検証会議とのつき合わせて開かざるを得ないということだろうと思いますから、11月後半、12月前半というのは、これはそれぞれ皆さん個人研究をしていただく、あるいはお互い連絡をとって研究に踏み出していただくというような期間にしたらいかがかと思うのですが。

いかがでしょう。

毎月やっぱりやったほうがいいというご意見があれば。

どうですか。

どうぞ。

【藤野委員】 毎月やるかやらないかよりも、月に一度やって議論する課題があるかどうかということだと思いますので、きょう大体研究テーマが出そろって、だれが担当するかについては、もうちょっとまだ時間がかかるかもしれないですけども、大体研究の方針が見えてきたので、11月下旬にまたというのは、何かやらなければいけない必然性があれば別ですけども、特にそう頻繁にやらなくて、むしろ研究のほうにその時間を割いたほうがいいんじゃないかなと思っていますが、どうなんでしょうか。何か課題というものがあのかどうか。

【井上委員長】 特に皆さんから、開いたほうがいいよということがあればですけども、運営委員会でも特にそこで出たということもなかったんですが、いかがですか。

緊急に重要課題が出てきたら、逆にこちらからお願いすることがあるかもしれません。

じゃあ、基本的方針としては、今のようなことでよろしいでしょうか。1月に1回、それから2月、3月です。

1月の1回をこの場で決めさせていただきたいのですが。

といっても出席されていない方がいるので、特に岡田委員が、この間、月曜と火曜でしたか、無理なのは、月、水が無理だということでご出席いただけなかったのですが、ぜひ出席をしていただきたいということもありますので、1月は月曜と水曜は外していただいとというようなことなんです。

粟生はいつでしたか。まだはっきりしませんね。

【事務局（加納）】 15日。案としては、まだ決定しておりません。

【井上委員長】 15が多い。水曜日だ。

1月いかがでしょう。どのあたりがよろしいでしょうか。平日だと。

【能登委員】 済みません、帰りの電車の時間があるようで、途中で帰られるそうです。

【井上委員長】 宇佐美さん、いつがいいかはお任せいただける。ああ、そうですか。

じゃあ、お気をつけて。

【宇佐美委員】 まだ間に合う。

【井上委員長】 まあ、いいですよ。いいでしょう。

【宇佐美委員】 大丈夫、大丈夫。

【井上委員長】 大丈夫ですか。

【能登委員】 大丈夫みたいです。

【井上委員長】 そうですか。じゃあ。

半ばということで、例えば、これはいかがですか。23日木曜日。あるいは24日金曜日。

【酒井委員】 済みません、欠席している方も多いことですし、それから、私自身も予定表が今こんなところでわかりませんし、そういう意味で……。

【井上委員長】 日程調整を全員にします？

【酒井委員】 一応していただいたほうがありがたいんです。

【井上委員長】 大体このぐらいだと挙げておいて、それでもう一回調整しますけれどもね。

【酒井委員】 はい。ただ、入学試験もありますし、準備があったり、いろいろありますので、二、三、候補を挙げていただいて。

【井上委員長】 今の23、24はあきまへんか。

【酒井委員】 ちょっと難しいんじゃないかなと。

【井上委員長】 ああ、そうですか。

どのあたりが。

【酒井委員】 むしろ早ければ。

【井上委員長】 早いほうがいいですか。

といっても、お正月、8、9、7。3日が過ぎればもういいですか。

さて、どうしましょう。9日、その次の週だと粟生行き、またやらなくちゃとなりますね。15日が濃厚だとすれば……。

【森川委員】 楽泉園の前後で入れていただくと助かります。

【井上委員長】 ついでに来る。なるほど。そういう手もあるね。

楽泉園は、15、16？

【事務局（加納）】 15を中心に考えていますので、もしかして日程調整によっては16。

【井上委員長】 14、15か15、16。

個人的に言わせてもらおうと、15、16のほうがよくて、じゃあ、17日を1つ候補にさせていただきます。

あと、23、24は全然無理ですか。何となく。

【酒井委員】 入学試験が今年から1月になったものですから。

【井上委員長】 まだ入学試験をやらされているわけですね。

17日、都合悪い方。

じゃあ、とりあえず17日を第1候補にして、23、24という形で上げて、もう一回皆さんにご意見をいただくというふうにさせていただいてよろしいでしょうか。

じゃあ、そういう形で、次回決めさせていただきます。

2月、3月は全体の検証会議との関係がありますので、合同会議としてどう開くかも少し検討の余地があると思いますので、そのあたりはまた改めてご相談したいと思います。

じゃあ、きょうはこれでよろしいでしょうか。

そのほかに何かありましたら、何か忘れていないかなと思うんですが。

よろしいでしょうか。

じゃあ、検討会をこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

- - 了 - -